

平成 28 年 4 月 28 日

災害廃棄物に起因する害虫等への対策について v1.1(参考)

1. 害虫や悪臭による日常の生活圏への影響の低減

- ①災害廃棄物を日常生活圏から離れた場所に移動させる。
 - ・仮置場を日常生活圏から離れた場所に設置する。
 - ・仮置場内の保管場所を日常生活圏への影響が少ない位置とする。
- ② 速やかに中間処理を行う。

2. 上記の対応を直ちに行うことが困難な場合の応急的な対策

- ①災害廃棄物に消石灰を散布
- ②消臭剤・殺虫剤を噴霧

【散布条件の例】(災害等廃棄物処理事業の一環として補助対象となるか(条件)の確認が必要)

- ・撤去前の災害廃棄物が堆積している場所で発生する害虫等の駆除
- ・災害廃棄物の仮置場で発生する害虫等の駆除
- ・災害廃棄物の撤去作業の一環として行う、撤去場所の衛生回復・確保のための害虫等の駆除

3. 実効性の確保

- ① 災害等廃棄物処理事業における害虫駆除等の取扱いについて周知
- ② 巡回訪問等を実施し助言

4. 薬剤散布事例

東日本大震災では、保健予防担当課が実施した例、ペストコントロール協会に依頼して実施した例、薬剤散布は被災者を雇用して実施した例などがある。

薬剤については、発生害虫状況、発生場所等により効果が変わることも考えられるので、専門機関、専門業者等に相談のうえ対応するのが望ましい。

東日本大震災散布薬剤の事例としては、次のものがある。

殺菌・消毒・消臭剤：消石灰、次亜塩素酸ソーダ

殺虫剤：オルソ剤、スミチオン、N ザイム

薬剤の散布時期については、気温、場所、衛生環境等によって臭気、害虫の発生時期は異なると考えられるので、発生が危惧される状況が確認された時点で、即対応できるよう準備しておく必要がある。

東日本大震災(岩手県)の事例では、ハエの発生時期については、活動開始 5～6 月、

最盛期 6～7 月、終息期 8 月中旬から 9 月初旬とするアンケート調査結果がある。

また、東日本大震災の事例では、水溜りや廃タイヤ内部の水溜りから蚊の発生が認められており、散布した薬剤としてアーススミラブ発泡剤が報告されている。更に、仮置場にネズミ発生も確認され、駆除が必要となった。

5. 薬剤散布に係る留意事項

薬剤を散布する場合に強い薬剤を使うことは、それ自体の臭気や安全性（過敏症等）の問題もあり、注意が必要である。池、プール等が近くにある場合など散布に配慮が必要場合は特に、これらに配慮して散布できる専門的な知識を有する者に依頼して散布することが望まれる。

また、薬剤の多くは水溶性であるため、降雨による効果低減に留意する必要がある。

D. Waste-Net 支援者グループ
専門家チーム
(文責：国立環境研究所)